

## 自立支援教育訓練給付金事業利用の流れ

### <利用の流れ>

#### 事前相談を受ける

※予約制 (Tel.072-924-3988)

↓ これまでの就労経験や資格の志望動機などをお伺いします。

#### 講座指定申請書類を提出する

事前相談終了後、受講開始までに書類の提出が必要です。受講開始後の申請となった場合は支給ができなくなります。

※申込まれる講座について、雇用保険法の（一般・特定一般・専門実践）教育訓練給付金支給要件回答書をハローワークにて取得していただき、八尾市へ提出していただきます。

事前相談の内容、提出書類を元に審査をいたします。結果は、書面でお知らせいたします。

申請書類提出後は、受講申込みをしていただいてもかまいませんが、審査の結果によってはこの制度を利用いただけない場合があります。

#### 講座を受講する



#### 支給申請書類を提出する

講座修了日の翌日から30日以内に必要書類を添えて提出してください。提出書類を審査後、支給の決定をします。

※雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある方は、申請前にハローワークで教育訓練給付金受給手続きをしてください。

#### 請求書類を提出する

支給が決まれば、審査結果と合わせて、請求に必要な書類を送付します。必要事項を記入のうえ提出してください。必要書類提出後、不備がなければ1ヶ月程度で給付金を振り込みます。

### <注意事項>

- ・講座指定申請は、必ず受講講座の開始前(通信教育の場合は申込み前)に行ってください。
- ・支給申請時においても、対象者の要件を満たしている必要があります。
- ・一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、高等職業訓練促進資金貸付金は受けられなくなります。

詳細については、お問い合わせください。

【 問合せ・申込先 】

八尾市こども若者部こども若者政策課

Tel : 072-924-3988

mail : kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp